

## 魚津市公告第54号

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、魚津市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、魚津市に意見書を提出することができる。

令和5年8月22日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 都市計画道路 3・2・1 魚津駅中央線
- (2) 都市計画道路 3・4・5 片貝早月線
- (3) 都市計画道路 3・4・6 魚津臨港線
- (4) 都市計画道路 3・5・8 魚津大光寺線
- (5) 都市計画道路 3・5・10 カーバイド上村木線
- (6) 都市計画道路 3・5・11 魚津友道線
- (7) 都市計画道路 3・5・12 魚津本江線
- (8) 都市計画道路 3・6・13 魚津港諏訪町線
- (9) 都市計画道路 3・6・14 村木魚津駅線

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 都市計画道路 3・2・1 魚津駅中央線  
魚津市釈迦堂一丁目から魚津市上村木二丁目までの各一部
- (2) 都市計画道路 3・4・5 片貝早月線  
魚津市西尾崎東彦九郎から魚津市三ヶ砂田までの各一部
- (3) 都市計画道路 3・4・6 魚津臨港線  
魚津市港町から魚津市吉島一丁目までの各一部
- (4) 都市計画道路 3・5・8 魚津大光寺線  
魚津市本町一丁目から魚津市大光寺坊丸までの各一部
- (5) 都市計画道路 3・5・10 カーバイド上村木線  
魚津市本新町から魚津市上村木二丁目までの各一部
- (6) 都市計画道路 3・5・11 魚津友道線

- 魚津市新宿から魚津市友道畦高までの各一部
- (7) 都市計画道路 3・5・12 魚津本江線  
魚津市諏訪町から魚津市本江中ノ坪まで各一部
- (8) 都市計画道路 3・6・13 魚津港諏訪町線  
魚津市港町から魚津市諏訪町までの各一部
- (9) 都市計画道路 3・6・14 村木魚津駅線  
魚津市中央通り二丁目から魚津市緑町までの各一部
- なお、図面は省略し、縦覧の場所に備え置いて縦覧に供する。

### 3 都市計画の変更案の縦覧の期間、場所等

- (1) 期間  
令和5年9月6日(水)から令和5年9月20日(水)まで(土、日及び祝日除く。)
- (2) 場所  
富山県土木部都市計画課  
魚津市産業建設部都市計画課

### 4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで